

山口県報

平成21年
10月2日
(金曜日)

目次

告示
土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)……………

由宇都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………

公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………

公安委公告
契約の締結……………



山口県告示第三百七十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第一百十九号。以下「法」という。)(第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十一年十月二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 起業者の名称
山口市
- 二 事業の種類
徳地地域拠点施設整備事業(島地地区)起業地
- 三 起業地

(一) 収用の部分

(二) 山口市徳地島地字柿ヶ迫尻地内
使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

徳地地域拠点施設整備事業(島地地区)(以下「本件事業」という。)は、法第三十二条に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である山口市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、地域の資源である温泉を活用して地域の内外の住民との交流の促進、健康の増進並びに農産物の加工及び販売の拠点となる施設を整備することにより、起業地及びその周辺地域の活性化が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、交通の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、地域の資源である温泉を活用して地域の内外の住民との交流の促進、健康の増進並びに農産物の加工及び販売の拠点となる施設を整備することにより起業地及びその周辺地域の活性化を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

山口市自治振興部協働推進課

一 起業者の名称

山口市

二 事業の種類

山口市大内地域交流センター駐車場整備事業

三 起業地

山口市大内矢田字南吉歩関地内

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

法第二十条第一号関係

(一) 法第二十条第一号関係

山口市大内地域交流センター駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十一条に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である山口市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、駐車場を整備して地域交流センターの利用者の利便性を確保することにより、地域交流センターの事業の円滑な運営が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、利用者の利便性が高いこと、現に存する地域交流センターを有効に活用することができること等を条件として、当該敷地の隣接地に選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与

するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、駐車場を整備して地域交流センターの利用者の利便性を確保するため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

山口市自治振興部協働推進課

山口県告示第三百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、由宇都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年十月二日

山口県知事

二井 関成

一 施行者の名称

岩国市

二 都市計画事業の種類及び名称

由宇都市計画下水道事業岩国市公共下水道

三 事業施行期間

平成二十二年十一月二十一日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

岩国市由宇町港一丁目、港二丁目、港三丁目、中央一丁目、中央二丁目、南一丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南五丁目、南沖一丁目、南沖二丁目、南沖三丁目、南沖四丁目、千鳥ヶ丘一丁目、千鳥ヶ丘二丁目、千鳥ヶ丘三丁目、西一丁目、南沖二丁目、字由宇崎及び字長祖生



(三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十一年十一月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課

及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十月二日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人デイサービス豆たん

代表者の氏名 竹原美津子

主たる事務所の所在地 下関市古屋町二丁目四番八号

(三二七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年五月十五日山口県公告(一六四)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年十月二日から同年十一月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十月二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 明屋書店MEGA大内御堀店

所在地 山口市大内御堀一六八の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項等について配慮を求める。



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十一年十月二日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品の名称及び数量

電子申請用ネットワークシステム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十一年八月十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号

六 落札金額

七千八百八十二万円

七 入札公告日

平成二十一年六月三十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

平成二十一年十月一日
発行

発行
行人所

山口県知事
庁